

社員の会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定に基づき、一般社団法人コンパスナビ(以下「当法人」という)の社員の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(社員)

第2条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

2 この法人の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第3条 社員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費を納入しなければならない。ただし、事業年度において無報酬の場合、その限りではない。

(回避の用途)

第4条 第3条の会費及び入会金は、毎事業年度における事業運営費として使用する。

(改正)

第5条 この規則は、必要と認められた場合、社員総会の決議により改正することができる。

附 則

この規則は令和3年9月1日より施行する。(令和3年8月27日社員総会議決)